

地域コミュニティ再生支援事業補助金実施要領の一部を改正する要領  
 地域コミュニティ再生支援事業補助金実施要領（平成27年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前（旧）	改正後（新）									
<p>地域コミュニティ再生支援事業補助金実施要領</p> <p>第1から第7まで（略）                      （補助金の概算払い）</p> <p>第8 要綱第11第2項に定める概算払いに係る請求金額は、<u>補助金の交付決定額の2分の1を上限とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>第9（略）</p>	<p>地域コミュニティ再生支援事業補助金実施要領</p> <p>第1から第7まで（略）                      （補助金の概算払い）</p> <p>第8 要綱第11第2項に定める概算払いについては、別表1に定める範囲において、<u>交付できるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 528 2101 647"> <thead> <tr> <th></th> <th>請求時期</th> <th>請求上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>交付決定後</td> <td>補助金交付決定額の5割</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>(1)の支払実績を領収書（写）にて確認後</td> <td>補助金交付決定額の8割（(1)の請求分含む）</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 概算払請求額に係る千円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>		請求時期	請求上限額	(1)	交付決定後	補助金交付決定額の5割	(2)	(1)の支払実績を領収書（写）にて確認後	補助金交付決定額の8割（(1)の請求分含む）
	請求時期	請求上限額								
(1)	交付決定後	補助金交付決定額の5割								
(2)	(1)の支払実績を領収書（写）にて確認後	補助金交付決定額の8割（(1)の請求分含む）								

|

|